

令和元年度第 回 九州厚生局地域共生セミナー

農業と福祉が連携し、農業分野での活躍を通じ、
障害者、生活困窮者等の就労・社会参画の機
会の確保について考える。

農福連携とはなにか？

株式会社熊本地域協働システム研究所

農林水産政策研究所客員研究員

宮田喜代志

目次

- 1、私たちが今住んでいる社会は
どんな社会か？
- 2、農福連携という新しい支援のかたち
- 3、農福連携に期待されるもの
- 4、農業版ジョブコーチについて
- 5、障害者権利条約と合理的配慮



<自己紹介>

1958年 熊本市生まれ

1984年 北海道大学農学部博士課程中退

1999年 介護保険・居宅介護支援事業所開設

2005年 小規模多目的ホーム明篤館・館長

2010年 障害者グループホーム開設

2014年 障害者ケアマネジメント事業所開設

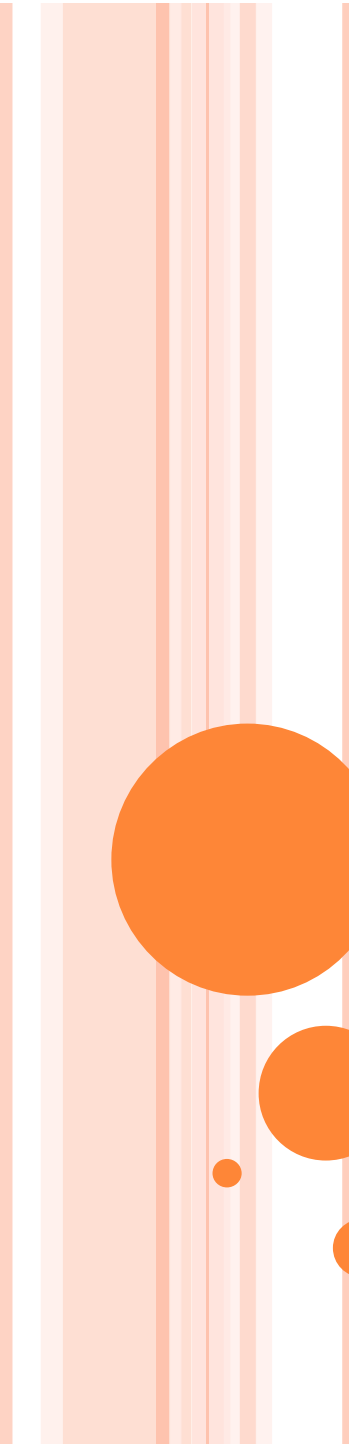
※熊本市心の障害者家族会・会長

※熊本県障害者施策推進審議会・委員

※熊本市社会福祉審議会・委員

※NPO法人くまもと食農応援団・団長





1、私たちがいま
住んでいる社会は、
どんな社会か？

少子高齢化、人口減少、限界集落、ホームレス、
生活困窮者、社会参加、social exclusion、
social inclusion、グローバリズム、ローカリズム、
人手不足、黒字倒産、、、

いろいろな問題が山積していますが、
これはそのうちのほん
の一部にすぎません。

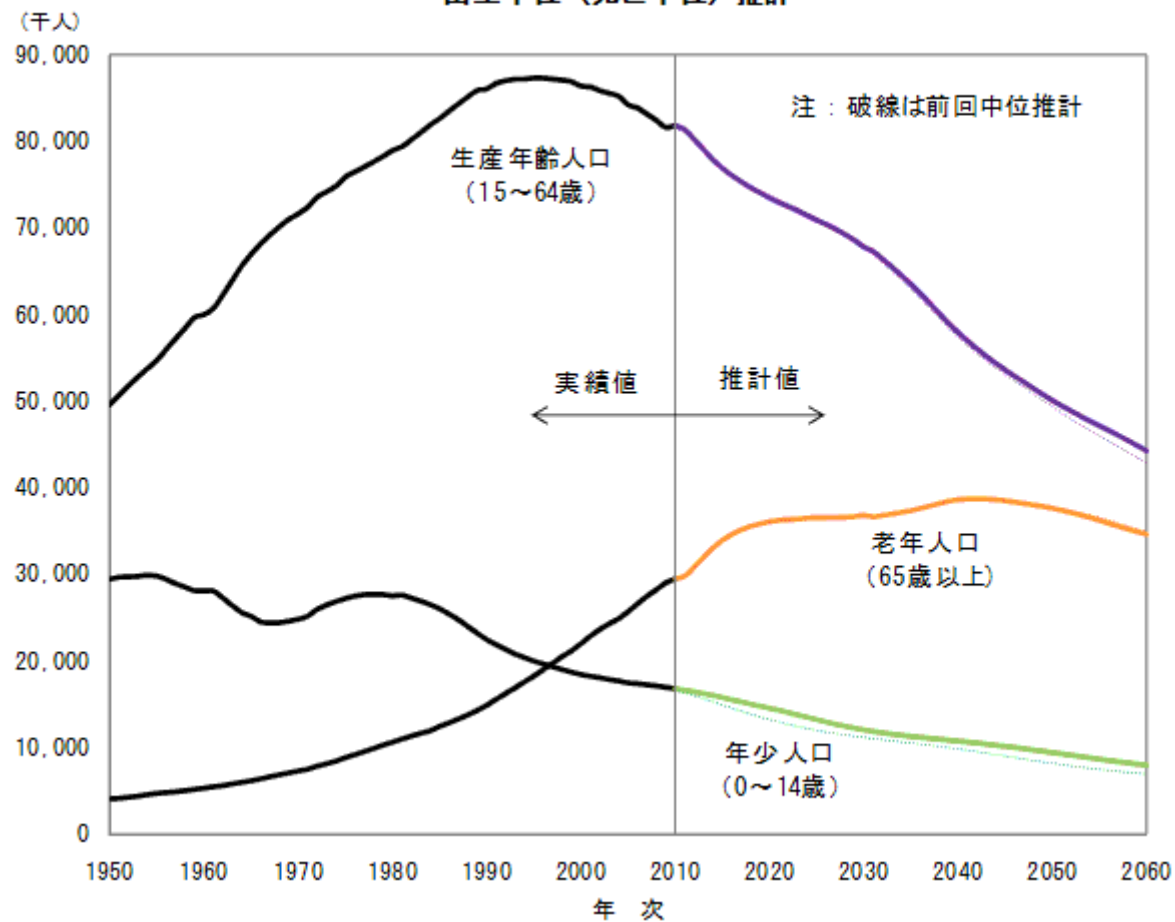
どの問題も、私たちの社会が持っている弱点、
『人間疎外』に関わる視点を提供しています。

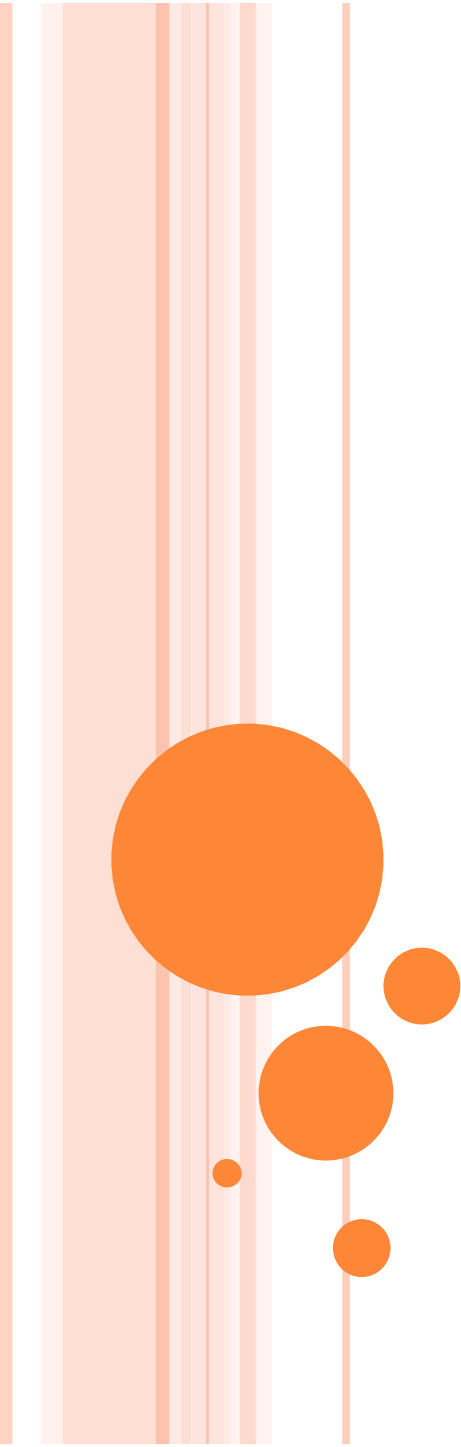


少子高齢化・人口減少社会

厚労省の資料から

図1-3 年齢3区分別人口の推移
— 出生中位（死亡中位）推計 —





2、農福連という 新しい 社会福祉支援 のかたち

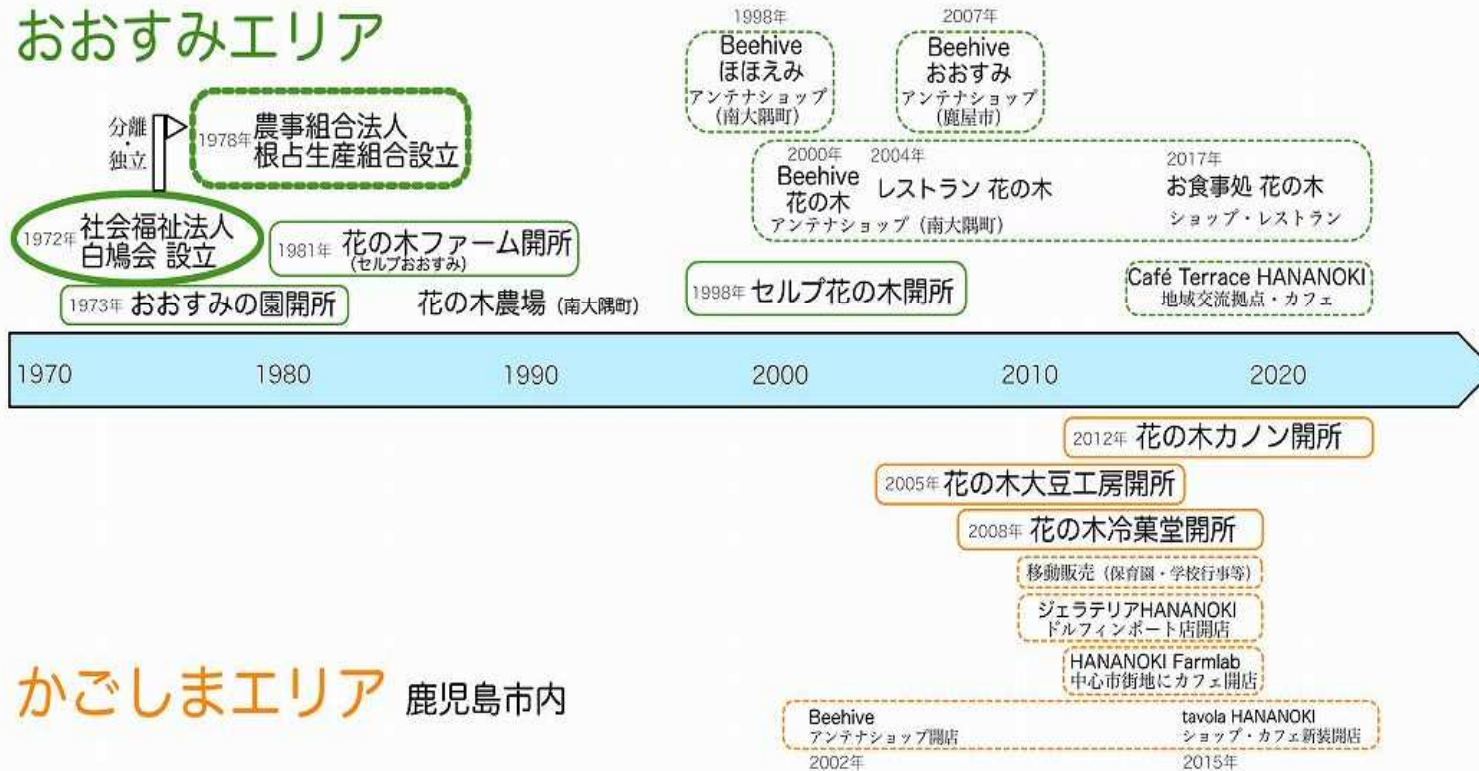
農福連携の4タイプ

- ①障害福祉事業所等が農業に取り組む場合(就労継続支援A型・B型等)
- ②障害福祉の共同受発注制度を利用して農作業請負を行う場合
- ③企業が雇用率達成のために特例子会社を作りこれが農業に特化する場合
- ④農家や農業生産法人等が障害者を雇い入れる場合



①社会法人白鳩会の農業関連部門拡大

◆ 1972年に発足。2000年以降、かごしまエリアに就労系の事業所(レストランでの就労)をおおすみエリアにレストランを、それぞれ立ち上げて以降、次第に施設外に開かれた事業所へ変容しつつある。



※特に、かごしまエリアで事業展開をしたことから、おおすみエリアで生産された農産物やその加工品の販路が拡大し、おおすみエリアに人を呼び込む入り口としての機能が期待できる状況に。

②香川県社会就労支援センター協議会

地元の露地野菜農家と障がい者福祉施設の連携により、共同受発注で障がい者の居場所作りを実現



写真は厚生労働省、農林水産省「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～」より転載



③特例子会社ハートフルサービス(熊本)

熊本は、重量野菜大産地。市場に出すまでの「出荷調整」のみに特化して、規格選別、仕分け、袋詰め、箱詰めなど軽作業を引き受ける障害者就労支援事業所が、青果市場周辺に立地しています。



④有限会社「岡山県農商」(露地・施設野菜)

障害者との交流を機に、障害者雇用を本格化させた農業生産法人



左写真:有限会社岡山県農商ウェブサイトより引用、中央左写真:NPO法人岡山自立センターウェブサイトより引用

- ◆ 社会福祉法人のグループホームと隣接する圃場で障がい者との交流を開始。一緒に仕事ができないかと通年で作業のある青ネギ作りを障がい者と開始。雇用形態にするため法人化。
- ◆ その後、障がい者の雇用拡大のために、NPO法人を立ち上げ、障がい者はそこに所属する体制を構築。さらに、ネギの調整・加工施設の導入、ミニトマトの施設栽培の開始等により、現在70名を超える障がい者が働き、4事業所合計の経営規模は9ha。



農福連携をどう理解するか？

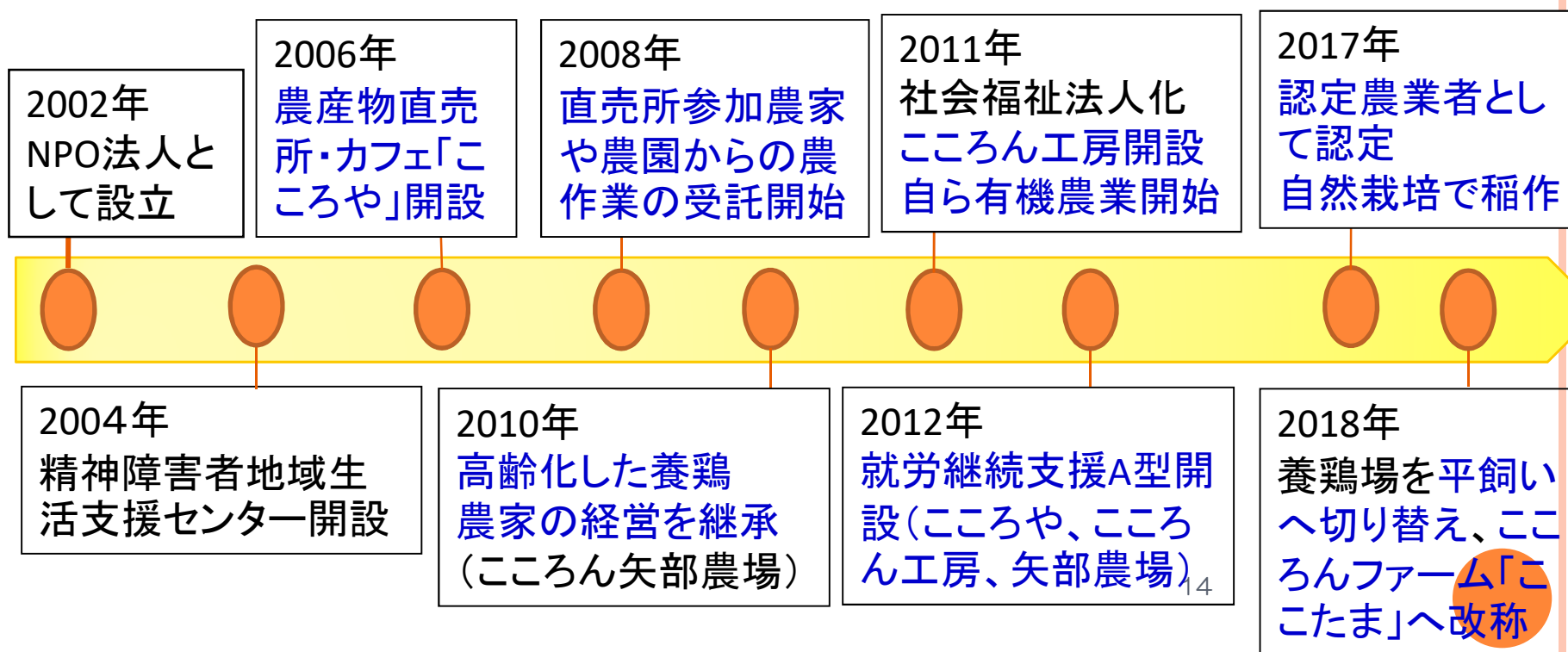
- 福島県泉崎村の社会福祉法人「こころん」(養鶏、露地野菜、農産物直売所、菓子製造、加工品の製造)の事例から3つのポイントがあることが分かります。
- スタート時から現在までの経緯
- 地域との関係(ネットワーク)
- お金の回り方(財務状況)



社会福祉法人ころんの農業関係部門

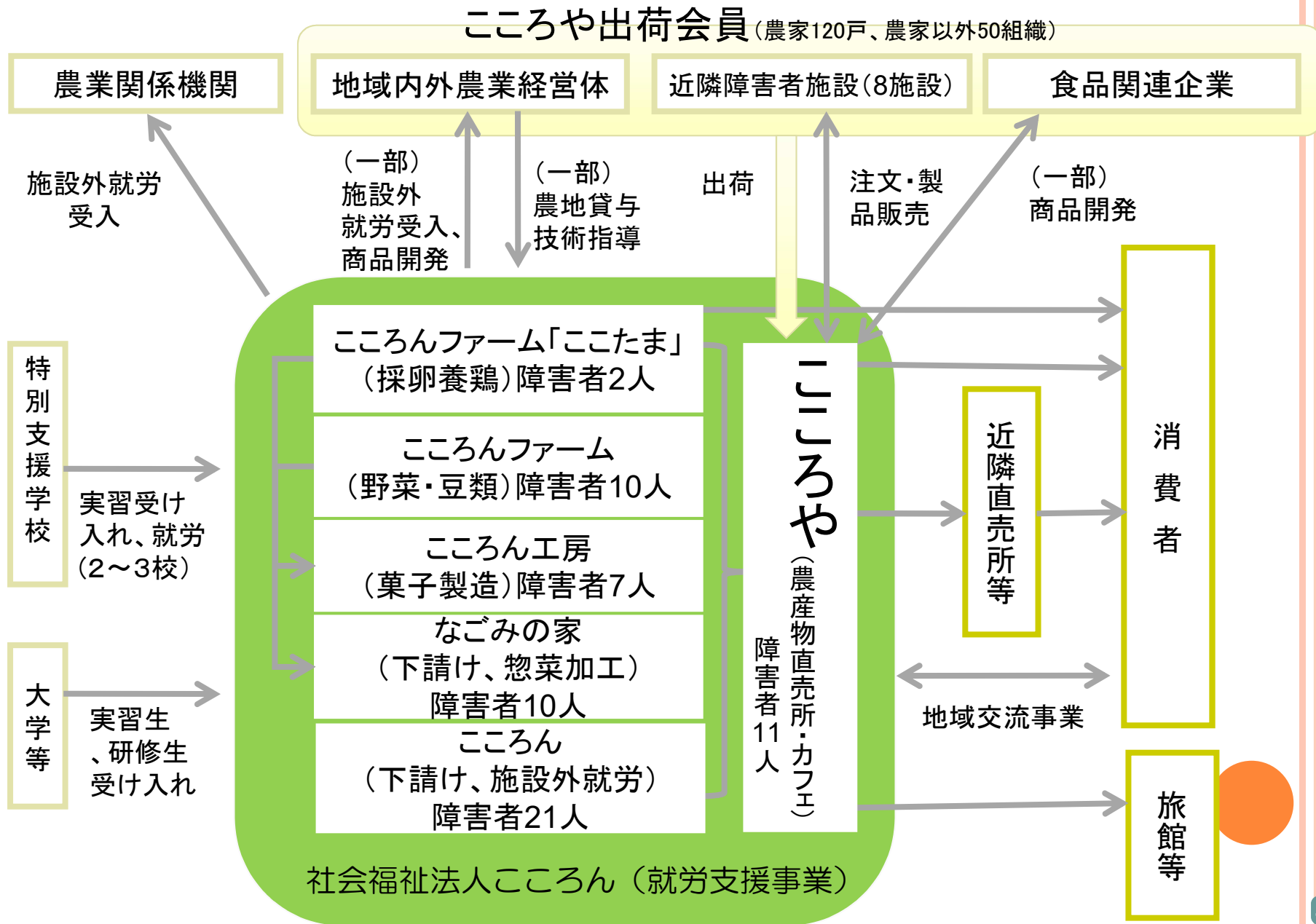
所在地	職員数	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況	就労者の主たる障害の種類
福島県 泉崎村	常勤23人 パート15人	野菜・豆類 2ha 水稲 1ha 養鶏(採卵) 1,000羽規模	直売所・カフェの運営、 農産加工 施設外就労での援農	・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型	精神障害者 61人

社会福祉法人ころんの農業部門への参入の経緯



※資料は農林水産政策研究所の報告資料による。

図 社会福祉法人こころんと外部主体との関係構築



こころんの売り上げ、工賃の実績(2017年度)

事業所名	作業内容	人数	年間売上(千円)	平均工賃(円)
こころや	直売所、カフェ	11	62,006	38,086
こころん工房	菓子製造	6	4,903	34,205
こころんファーム	農業	11	3,491	32,242
矢部農場	養鶏	2	7,988	87,738
なごみの家	下請け、惣菜加工	10	5,025	31,625
こころん	下請け、施設外就労	21	2,596	14,741
合計(平均)		61	86,009	31,668

資料：こころん作成資料より抜粋（平成29年度決算資料）

注：矢部農場は2018年度より、こころんファーム「ここたま」へ改称。

◆ 事業の成果と利用者の状態（こころん作成資料より抜粋）

- ・ 利用者が**自分の希望を叶え、得意な能力を発揮**できる。
- ・ 利用者が**農業や関連事業により、様々な仕事を体験**できる。
- ・ 利用者が**生き生き**している。
- ・ 利用者が**言いたいことを言い、やりたいことをや**れている。
- ・ 利用者が**自分の過去を語り、病気を理解し、夢を語**っている。
- ・ **新しい職員が入ると、先輩社員として利用者が教**えている。

※資料は農林水産政策研究所の報告資料による。

3、農福連携に 期待されるもの

- ①農業側の問題;障害者は分からない
- ②福祉側の問題;農業はむずかしい
- ③仲を取り持つ仕組みや人材が必要
- ④農業版ジョブコーチという新しい支援方法

①農業関係者の障害者に対する誤解

障害者は仕事ができない。とくに、農業は色々なことをひとりでやらないといけないので、障害者には無理。

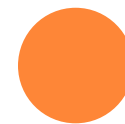
→ ひとりでなんでもやらなくてもよい。作業分担をすることで障害者でも農業はできる。



あるワイナリーの自家ぶどう園での受け入れ経緯

「県庁が、『障害者に仕事をさせてやって欲しい』というので、試しに障害者を雇ってみた。難しくない雑用をやらせてみたが、期待した仕事をしてもらえなかった。やはり、障害者には農業は無理だ」と判断し雇用を中止。

→ しかし、現在は、近隣の福祉事業所に下草刈り、収穫作業、剪定作業を委託し、障害者3人と職員1人が、この作業に従事している。



②福祉側の農業にたいする抵抗感

農業を行わない(今後とも農業活動の予定なし)の理由は、

「土地がない」(57%)

「知識・技術がない」(38%)

「専門スタッフ確保困難」(36%)

「考えたことない」(36%)の順。

→しかし、「土地がない」は緩和される傾向にあり、「スタッフ」、「知識」等の問題が大きくなる可能性。これらの面での支援が重要。

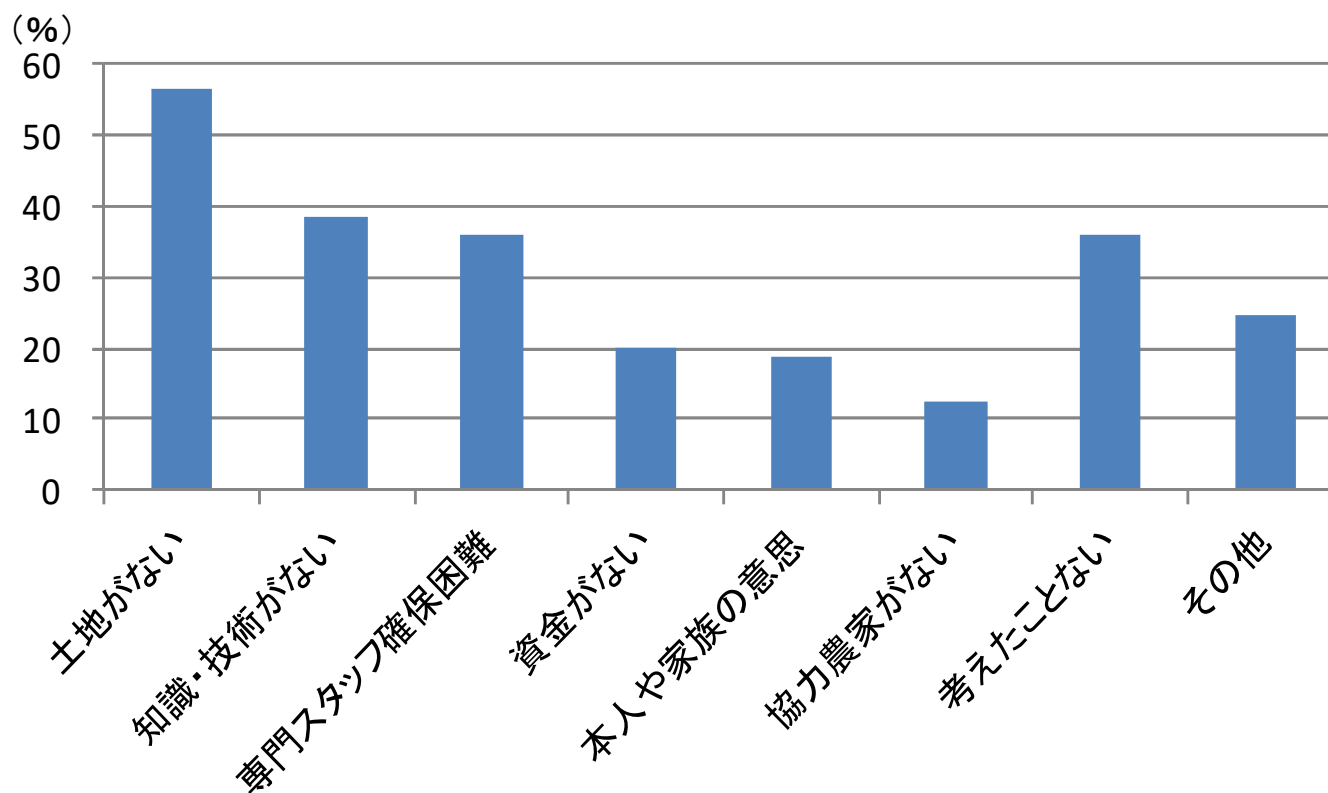


図 農業活動を取り入れていない理由(複数回答、単純累計)

資料:きょうされん実施「障害者の農業活動に関するアンケート」



しかし、障害特性と農作業の関係をみると…

(1) 身体障がい者

適期での収穫等の判断能力は高く、作業管理で能力を発揮する人もいる。ただし、手足の不自由な人は、圃場での作業ができない。

(2) 知的障がい者

体力を必要とする作業を行える。単純な作業でも集中力を持続できる人がいる。他方、適期の収穫、雑草の識別等の判断が難しい人もいる。

(3) 精神障がい者

適期の収穫等の判断能力は高い。他方で、長い時間の作業が苦手だったり、幻覚・幻聴等で集中力が持続しない人もいる。

(4) 発達障がい者

視覚優位、こだわりを活かした点検、計量、細かい作業が得意な人もいる。他方で、対人関係が苦手であったり、同時並行多重処理ができない人、手先が器用でない人、落ち着いて座ってられない人もいる。

むしろ、農作業による効果が重要だった！

(1) 身体障がい者

後天的な身体障がい者には、農業が持っているリハビリテーション効果による身体能力の向上を期待できる。

(2) 知的障がい者

屋外での作業を行ったり、土に触れることで、ストレスを発散し、不規則な睡眠や問題行動を減らすことで、障がい者の生活の安定を期待できる。

(3) 精神障がい者

鬱病、精神的な不安定さに対して、農業が持っている癒し効果により、精神面でのリハビリテーション効果を期待できる。

(4) 発達障がい者

問題行動を抱えている人の生活が安定する((2)に同じ)。また、いじめ等により後天的に精神的なダメージを受けている人には、精神面でのリハビリテーション効果((3)に同じ)も期待できる。

注:いずれも施設運営サイドの方々の声を総合したものであり、医学的に実証されたものではない。



③問題は、農業者と障害者の 出会いの場(マッチング)にあった！

- ・人手不足で困っている農業者と農作業を行いたい福祉事業所が出会う場がない。
- ・農業者、福祉関係者が、障がい者にも農業ができることを理解できる場がない。
- ・福祉事業所が、農業技術を勉強する場がない。
- ・農業者が、障がい者福祉を勉強する場がない。

これを解決することが、
〈農福連携のファーストステップ〉



いまや全国的には、 農福連携展開のセカンドステップへ！

人手が不足している農家・農業法人と農作業を手伝いたい障害者福祉施設との出会い(ファースト・ステップ)が上手くいくと・・・

- 立地している障害者福祉施設が自分達で農業経営
- 立地している農家・農業法人が自ら地域の障害者を雇用
- 企業や社会福祉法人を誘致して、農業分野で障害者の働く場を創出



さらに、農福連携のサードステップは、 地域おこしにつながる。

- ・雇用創出効果・人口増加効果
- ・耕作放棄地の抑制・減少
- ・農家・農業法人等の所得拡大効果
- ・農家の労働力不足の解消
- ・障害のある学生、福祉に関心のある学生への実習・就労の場の提供
- ・地域住民や都市住民に対する体験・交流の場の提供

→ これらの地域づくりでのプラス効果だけでなく、多様な結び付きが形成されることで、新しい地域コミュニティが形成される可能性。

※資料は農林水産政策研究所の報告資料による。

(参考)農福連携の支援体制を構築している地方公共団体等の事例

- ◆ 農福連携による就農促進プロジェクト実施都道府県数
平成28年度28(マッチング7) → 30年度42(マッチング22)
- ◆ 農林水産政策研究所が調査を実施した事例でもマッチングが最多。

表 地域レベルによる主な支援と地域農業の特徴

都道府県	実施主体名	主な支援内容	地域農業の特徴	
			農業産出額から見た主な土地利用	農業地域類型
香川県	NPO法人香川県 社会就労センター協議会	マッチング	野菜	平地
鳥取県	鳥取県 (農福連携推進プロジェクトチーム)	マッチング	野菜	平地・中間
静岡県・ 浜松市	NPO法人しずおか ユニバーサル園芸ネットワーク	マッチング	野菜	都市的・平地
栃木県	栃木県農政部農政課	マッチング	野菜	平地
長野県	NPO法人 長野県セルフセンター協議会	マッチング	野菜・果実	平地・中間
青森県	青森県 (農林水産部 農林水産政策課)	マッチング	野菜・果実	平地・中間
群馬県	群馬県 (健康福祉部 障害政策課)	マッチング	野菜	都市的・平地・中間
大阪府	(一財)大阪府みどり公社 (農政チーム)	福祉施設等への支援	野菜	都市的
埼玉県	埼玉県 (福祉部 障害者支援課)	福祉施設等への支援	野菜	都市的・平地
名張市	名張市障害者アグリ 雇用推進協議会	農業経営体への支援	米	都市的・中間
兵庫県	障害者農業訓練・就労支援 ネットワーク会議	農業経営体への支援	米・野菜	平地・中間
奈良県	奈良県 (農林部・健康福祉部)	農業経営体、福祉施設等への支援	米・野菜・果実	都市的・中間
三重県	三重県 農林水産部担い手育成課	農業経営体、福祉施設等への支援	米	都市的・平地
島根県	(公財)しまね農業振興公社	マッチング 農業経営体、福祉施設等への支援	米	中間・山間

資料：聞き取り調査および各地方公共団体等資料より作成。

注1) 農業産出額は「平成26年生産農業所得統計」による。農業産出額構成比に基づき分類。

注2) 農業地域類型は「2015年農林業センサス」による。「都市的」は「都市的農業地域」、「平地」は「平地農業地域」、「中間」は「中間農業地域」、「山間」は「山間農業地域」の略。経営耕地総面積の割合で分類。

※資料は農林水産政策研究所の報告資料による。

4. 『農業版ジョブコーチ』 について

- 農福連携推進のための事業は、平成26年農水省・厚労省のコラボ政策としてスタートし、令和元年には、農山漁村振興交付金の中に、「農福連携対策(農福連携人材育成支援事業)」という補助金項目が追加され『農業版ジョブコーチ』が初めて打ち出されました。
- 農福連携の推進を図るため、障害者を雇用等により受け入れる農業者に対して、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材の育成・派遣及び農業者と障害者就労施設の農作業受委託に関する要望を掘り起こし、両者をマッチングする人材の育成を行う取組の支援を実施します。



では、『農業版ジョブコーチ』とは なんでしょう？

- 2019年6月4日、首相官邸で第2回農福連携等推進会議が開かれ、「農福連携等推進ビジョン」が決定されました。(別資料参照)
- その中で、農業版ジョブコーチについて「障害者の雇用の促進等に関する法律第20条第3号に規定する職場適応援助者を一般的に表すジョブコーチとは異なり、**農業分野に特化し、農業経営体における障害者の受入れ等を支援する専門人材**のこと」と公式に定義されました。



「TEACCHプログラム」における ジョブコーチとのちがい

- 「TEACCHプログラム」は、米ノースカロライナ州で1972年以来行われているASDの当事者とその家族を対象とした生涯支援プログラムです。
- このプログラムは人生を通して行われるもので、「自閉症児の診断・評価」、「構造化を特徴とした療育プログラム」、「家族・支援者サポート」、「就労支援」など様々なサービス群から成立しています。
- 社会参加を「はらたく」を通じて実現するときに、具体的な就労支援の担当者としてジョブコーチという方法が出来ました。
- 「Treatment and Education of Autistic and related Communication-handicapped CHildren」



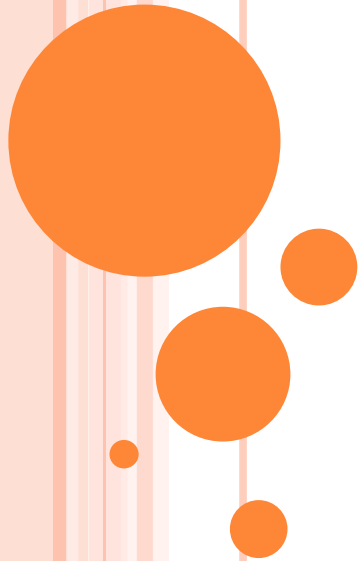
日本のジョブコーチ制度について

「職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業」

- 地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラーが、個々の状況に応じた支援計画を策定しジョブコーチを派遣します。
- 支援計画に基づき、障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行います。
- 就職に際しての支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行います。
- 障害者が働く事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案します。



5、障害者権利条約 と合理的配慮



障害者権利条約(1)

- 前文
- 第1条:目的
- 第2条:定義
- 第3条:一般原則
- 第4条:一般的義務
- 第5条:平等及び無差別
- 第6条:障害のある女子
- 第7条:障害のある児童
- 第8条:意識の向上
- 第9条:施設及びサービス等の利用の容易さ
- 第10条:生命に対する権利
- 第11条:危険な状況及び人道上の緊急事態
- 第12条:法律の前にひとしく認められる権利
- 第13条:司法手続の利用の機会
- 第14条:身体的自由及び安全
- 第15条:拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由
- 第16条:搾取、暴力及び虐待からの自由
- 第17条:個人をそのままの状態で保護すること
- 第18条:移動の自由及び国籍についての権利
- 第19条:自立した生活及び地域社会への包容
- 第20条:個人の移動を容易にすること
- 第21条:表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会
- 第22条:プライバシーの尊重
- 第23条:家庭及び家族の尊重
- 第24条:教育
- 第25条:健康
- 第26条:ハビリテーション(適応のための技術の習得)及びリハビリテーション
- 第27条:労働及び雇用
- 第28条:相当な生活水準及び社会的な保障



障害者権利条約(2)

- 第29条:政治的及び公的活動への参加
- 第30条:文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
- 第31条:統計及び資料の収集
- 第32条:国際協力
- 第33条:国内における実施及び監視
- 第34条:障害者の権利に関する委員会
- 第35条:締約国による報告
- 第36条:報告の検討第37条:締約国と委員会との間の協力
- 第38条:委員会と他の機関との関係
- 第39条:委員会の報告
- 第40条:締約国会議
- 第41条:寄託者
- 第42条:署名
- 第43条:拘束されることについての同意
- 第44条:地域的な統合のための機関
- 第45条:効力発生
- 第46条:留保
- 第47条:改正
- 第48条:廃棄
- 第49条:利用しやすい様式
- 第50条:正文
- 末文

障害者権利条約を
この国の文化に！



合理的配慮とは？

- 合理的配慮とは、障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことである。



ご清聴ありがとうございました。



「農福連携」を推進するプラットフォームです。

